

労働災害を防止するために

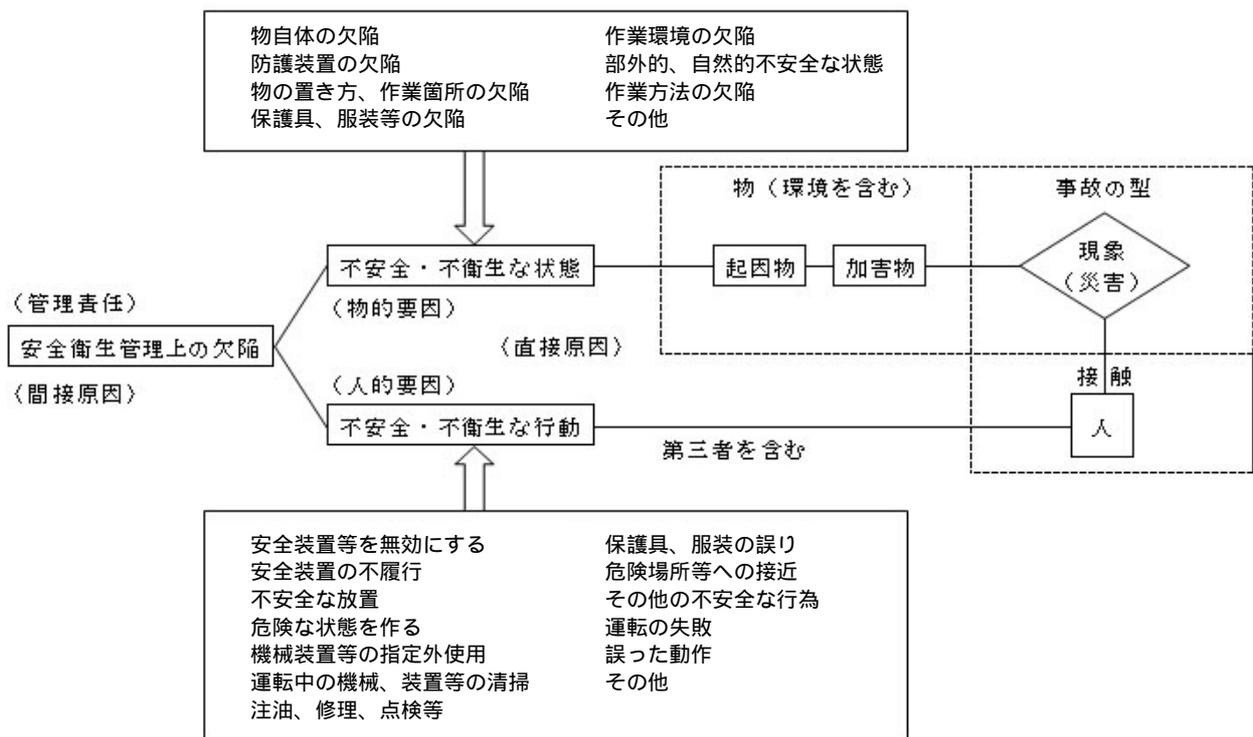
—労働者の安全と健康の確保は事業主の責務です—

労働安全衛生法では、「事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」(第3条)と規定し、労働者を使用する事業主には、労働災害の防止のための必要な対策を行う義務があります。農業では環境の影響が強い等、他業種に比べると困難な面はありますが、悲惨な労働災害を少しでも減少させるため、積極的な労働災害防止対策の推進をお願いします

1 労働災害はなぜ発生するのか

労働災害の要因を分析した結果、「何らかの不安全な状態が原因にあるもの」「何らかの不安全な行動が原因にあるもの」はそれぞれ9割を超え、この2つがともにあるものは全体の8割を占めています。

労働災害は、「不安全な状態」(物的要因)と「不安全な行動」(人的要因)が接触した現象と説明されます。また、これらの要因は「安全衛生管理上の欠陥」が存在することにより生じていると考えます。



労働災害は、「不安全な状態」「不安全な行動」の双方、又はその一方の要因を無くすことが出来れば、ほとんど発生しないこととなります。農業の現実を見ると、「不安全な状態」の面では、傾斜地や段差、高所作業等危険な作業環境があり、また「不安全な行動」の面でも、人の注意力には限りがあって、いずれも完全に無くすことは困難です。しかし、作業現場に潜在している危険や、作業する労働者の意識に対して、労働災害防止対策を講じることで、これらの発生要因を減少させることは可能です。労働災害を防止するための活動は相乗的な効果を発揮します。作業現場から災害発生要因を減少させる視点で、事業主自らリーダーシップを発揮して労働災害防止対策を実施して下さい。

2 労働災害を防止する手法について

(1) 安全衛生教育の実施

労働者に不安全な行動を行わせないため、組織としてルールを徹底し、必要な知識を取得させるため「安全衛生教育」は重要です。

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときには、次の事項について安全衛生教育の実施を義務付けています。(必要に応じ1～4の項目は省略可能)

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

教育の効果は長期間継続するものではありません。月に一度、週に一度、作業開始前等に作業内容に合わせて、繰り返し実施することが重要です。次で紹介する安全衛生活動と併せて行うと効果的です。

「注意しろ」と言うだけでは事業主の責務を果たしたことにはなりません。安全な作業方法・作業手順を組み、労働者の安全衛生意識を高め、継続させる具体的な教育、指導、指示を行って下さい。

(2) 安全衛生活動の実施

労働者の安全な作業を定着させ、安全意識を高めるためには、日常的な安全衛生活動の実施が重要です。製造業や建設業、林業等の現場で日常的に取り組みされている活動の一部を紹介します。

ミーティング

作業前にミーティングを実施することは、必要な作業指示を行うほかに、労働者の安全衛生意識高め、不安全な状態の解消、不安全な行動の防止のために重要です。また、労働者の健康状況の把握、作業意欲の喚起を図ることが出来ます。特に「KY活動」を併せて実施することが効果的です。

KY活動 (「危険予知活動」 K = 危険、Y = 予知)

作業の中にどんな危険が潜んでいるのか予知し対策を講じるもので、大きな効果を上げています。次の4段階の手順で実施し、皆で検討して、ホワイトボード等へ書き込み、復唱して行われます。

段階	問題解決の4段階	危険予知の4段階	危険予知の進め方
第一段階	危険な状況をつかむ	どんな危険がひそんでいるか	・作業内容を説明する。(行状等活用) ・皆で危険要因と起きる現象(事故)を指摘する。(「～なので～になる」「～して～になる」と可能な限り指摘する。)
第二段階	危険原因の追及	これが危険のポイントだ	・指摘された事項のうち、問題点だと思われる事項を絞り込む。(書き出した項目に を付ける)。特に重要なもの、1ないし2項目を絞り込む。(を付け、危険のポイントとする。)
第三段階	対策をたてる	あなたならどうする	・危険のポイントに対し、どうしたら良いのか意見を出し合い、具体的に実行可能な対策を立てる。(各数項目程度) ・物理的な対策が必要なものは誰がどうするか決める。
第四段階	実行計画を決める	私達はこうする	・対策のうち、実施すべき重点項目を選び出し、 印、アンダーラインをつけ、行動目標を決める。全員で指差し唱和する。 「～しよう ヨシ！」

作業手順の決定

労働者に安全な作業を行わせるためには、正しい作業方法、手順を明示する必要があります。定型的な作業には、作業手順を書面にしてルール化することが効果的です。

作業手順書を作成する際に「リスクアセスメント」手法が取り入れられています。

リスクアセスメント

作業手順毎等のリスク(危険性)を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

表に「作業手順」「危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」「実施している防止対策」を書き出し、「リスク見積り(重篤度×可能性=優先度(リスク)を数値化等)」を行います。リスク低減対策として「追加する安全対策」を記載して、「措置後のリスク見積もり(同前)」を検討し記載します。追加した措置を行うことでリスクを低減させます。

(参考:厚生労働省ホームページ 職場のあんぜんサイト リスクアセスメント実施支援システム 他)

安全パトロール

作業場所が複数箇所に分散する場合には、安全な作業や労働災害を防止するための措置が行われているかどうかを確認し、行われていない場合には改善を指示、改善を確認するため、安全パトロールの実施が重要です。

また、事業場のトップが労働災害防止対策に積極的に取り組んでいることを示すことにもなります。

その他の安全衛生活動

指差し呼称

作業の要所(危険ポイント等)で対象を見つめ、指をまっすぐに指して、確認すべきことを確認し、「ヨシ!」と呼称するものです。注意力を高め、確実に確認することを習慣づけることができます。

ヒヤリ・ハット報告活動

作業中「ヒヤッ」としたり、「ハッ」としたことがあると思います。1件の重大事故のうらに29件の軽傷事故、300件の無傷事故がある(ハインリッヒの法則)と言われています。

労働者の体験したヒヤリ・ハット事例を書面で報告させ、労働者の危険に対する感性の向上を図るとともに、報告事例を災害防止対策に活用するものです。

些細だと思って人に言わずにそのままにしておくこと、単に不注意だと片付けることは重大な事故につながります。他の人がやっていたことも含めて、数多く報告の提出があり、対策や対応をとることが重要です。

4S活動

(整理・整頓・清掃・清潔の4つの頭文字)(躰を加えた5S活動も取り組まれている)

整理・整頓・清掃・清潔を徹底させるもので、転倒、転落災害防止等に効果を上げています。

整理:必要なものと不要なものを分け、不要なものを廃棄する。 整頓:必要な時に必要な物をすぐ取り出せるよう、分かりやすく安全に配置すること。 清掃:身の回り、作業場所のゴミ等を取り除くこと。 清潔:整理・整頓・清掃を繰り返し、環境を維持すること。

リスクアセスメントの実施にあたっては、作業内容だけでなく、作業場へ移動するための移動手段等について検討する必要があります。そこで...

作業内容を段階ごとにわけてリスクの洗い出しを行ってください。

ステップ1 収穫するみかんの木へ移動するまで

発生している災害

○落ちているみかんを踏む、また、小さな段差につまずき転倒した。

○段々畑や斜面から墜落した。



みかんや小さな段差等、労働者の方が転倒する原因となりえるものはありますか？

- ・みかん等撤去することが簡単なものであれば撤去する。
- ・小さな段差については土を盛る等の方法で段差をなだらかにする。
- ・改善が難しい箇所については、当該箇所の危険性とそこを通らないような移動経路を労働者の方に周知する。



段々畑を移動する際、移動する通路から労働者の方が墜落したり、急な斜面から滑り落ちる危険はありませんか？

- ・急な斜面については梯子をかける等移動しやすい通路を設ける。
- ・改善が難しい箇所については、当該箇所の危険性とそこを通らないような移動経路を労働者の方に周知する。

ステップ2 みかんの収穫作業中

発生している災害

○段々畑の段の端で収穫作業中、段から足を踏み外して墜落した。

○みかんを収穫するために使用した脚立から墜落した。



労働者の方が段の端で収穫作業を行うことはありませんか？

- ・可能な限り段の端が見える体制で作業を行う。(墜落する危険のある個所に背を向けない。)
- ・複数人で収穫作業を行い、他の労働者の方が足を踏み外すことのないように呼びかけを行う。



労働者の方がみかんの収穫のために脚立を使用することはありますか？

- ・脚立を安定な場所に設置し、開き止めにロックをかける等、適正に脚立を使用する。
- ・脚立の使用方法についてパンフレットを活用して労働者の方に周知する。

ステップ3 みかんの収穫後

発生している災害

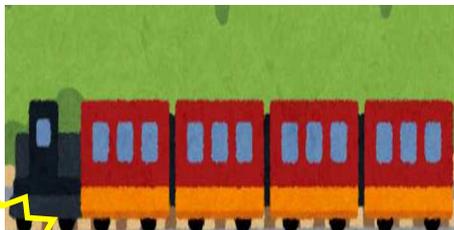
○選果中、みかんの入ったカゴを秤に乗せようとした際、腰を痛めた。

○みかん収穫用のモノラックにズボンのすそや荷物が引っ掛かり、モノラックが勝手に作動してレールとの間に巻き込まれた。



労働者の方が重いみかんのカゴを持ち上げることはありませんか？

- ・正しい姿勢で持ち上げる。
- ・一つのカゴに入れるみかんの量を減らす。
- ・ある程度重さが推測できるような目安を設定する。



労働者の方とモノラックが接近することはありませんか？

- ・ダボついた服での作業を避け、長靴を履いているのであれば長靴に裾を入れて作業をする。
- ・モノラックの位置を把握し、モノラックに近づく場合には目視を怠らないようにする。

3 労働災害防止のための具体的な方法

(1) 墜落・転落災害の防止

墜落災害事例		
年齢・性別	傷病名・休業見込	発生状況
70代・男性	鎖骨骨折 3か月	段々畑に防風ネットを取り付ける作業中、足を踏み外して下の段に墜落した。
70代・男性	左手中指骨折 2か月	段々畑にて収穫作業中、足を滑らせて転落し、下の段のコンテナに体をぶつけた。
60代・男性	右足足首靭帯断裂 3週	脚立を使用しての収穫作業中、踏みさんから足を滑らせて転落し、足首をひねった。
70代・男性	腰圧迫骨折 3か月	段々畑の際でみかんのコンテナに座っていたが、体制を崩して転落した。

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合で墜落の危険があるときは、足場（手すり等を設置）等により作業床を設ける。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる。などの墜落を防止するための措置を行うことが法で義務付けられています。（労働安全衛生規則第518条他）

昇降する際は、専用の設備（足場、階段、はしご等）を設けましょう。

1.5m以上の高さ（深さ）の場所へは昇降設備の設置が法で義務付けられています。（同規則第526条）高所での作業を、出来るだけ減らしましょう。

服装、装備を整えましょう。（履物は滑り難いか 工具（ハサミ等）は落とす危険はないか 等）特に高所での作業ではヘルメットをかぶりましょう。必要に応じ安全帯（命綱）を使いましょう。

「脚立」「はしご」を使用する場合は以下に留意しましょう。

- ・丈夫で、腐食や損傷、ゆるみ、ガタ付きがないものを使用する。（使用前に点検を行う）
- ・脚立の脚と水平面との角度は75度以下とする。はしごは75度程度でかける。
- ・折りたたみ式、伸縮式のものにはロックをかける。はしごは幅30cm以上のものを使う。
- ・設置位置に注意する。（無理な姿勢にならないか 地盤は安全か 段の端に近くないか等）
- ・脚立・はしごの転倒を防止するための対策を講じる。（下の絵を参照 はしごは上下を固定する）
- ・両足に踏み面がある脚立は、天板には立たない。

・作業箇所が移動するときは、こまめに設置場所を変える。（不安全な姿勢・作業を避ける）

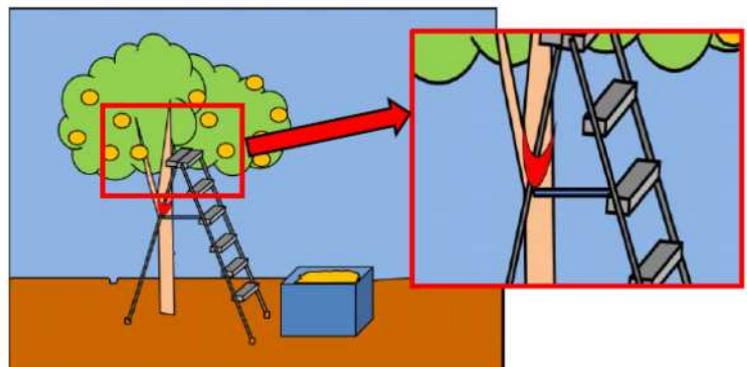
低い場所でも油断しないで対策を講じましょう。「1メートルは一命取る」と言われています。

【脚立の転倒防止対策の例】

補助足の取付け



木の幹に固定



(2) 転倒災害の防止

転倒災害事例		
年齢・性別	傷病名・休業見込	発生状況
40代・男性	右肩腱板損傷 3か月	トラックにみかんを詰め込む際、落ちていたみかんを踏み足を滑らせて転倒した。
60代・女性	左大腿骨骨折 1か月	みかんの収穫作業中雨が降り始めたため急斜面を急いで降りようとしたところ、濡れた石を踏み転倒した。
80代・女性	左橈骨骨折 3か月	みかんの収穫作業中、雑草で足を滑らせて転倒した。
50代・女性	左足首骨折 4か月	石の階段を昇降中、足を滑らせて転倒した。

作業場所、通路は安全な状態で保持することが法で義務付けられています。(同規則第540条他)
腐った果実や除草した草などを取り除いて通路を確保、保持しましょう。

安全に配慮した履物を着用しましょう。特に滑りやすい時にはスパイクなどの滑り止めが付いた履物として下さい。

作業場所や通路付近の古井戸や溝などは蓋をしましょう。

障害物や段差は、除去する、出来るだけ平坦にならず等により危険を少なくしましょう。

除去等出来ない障害物や段差などは、危険箇所を指定し、柵の設置や注意表示を行いましょう。

傾斜がきつい斜面は、昇降しやすい通路等を設けましょう。

(3) はさまれ・巻き込まれ災害の防止

機械を修理する際、機械を清掃する際は、機械の運転を停止してから行いましょう。

撰果作業等で、回転部分やベルト等にはさまれ・巻き込まれるおそれのある箇所には、手指が入らないようにカバーを設置しましょう。危険箇所には注意表示を行いましょう。

(4) チェーンソー、刈払機による災害の防止

危険な機械です。チェーンソー特別教育、刈払機取扱作業安全衛生教育を受講しましょう。

作業中は、刃への接触、飛来物からの保護のため、ヘルメット、保護メガネ、保護衣、安全靴などを着用しましょう。

移動の際は、必ず機械の運転を停止しましょう。また、刃にカバーを付けましょう。

安全作業のルール(作業方法、作業時間等)を厳守しましょう。

(5) その他の災害の防止

腰痛を防止するため、重量物を無理な姿勢で取り扱わないようにしましょう。

人力で持ち上げる重要な目安は、男性は体重の約40%、女性は男性の6割と考えられています。

法では、18才以上の女性について、断続作業30kg、継続作業20kgが上限です。

常時使用する労働者には、法定の項目について雇入れ時及び1年毎に1回定期的に健康診断を実施することが義務付けられています。

お問い合わせ先

お問い合わせは、八幡浜労働基準監督署又は愛媛労働局各担当課室までお願いします。

八幡浜労働基準監督署

〒796-0031 八幡浜市江戸岡1丁目1-10

(0894)22-1750

FAX (0894)22-1899

閉庁期間中に、死亡災害等の連絡を行う場合は、留守番電話に「災害発生概要」「被災者の様子」「連絡先」等を録音してください。至急調査が必要な場合は、折り返し連絡をします。

愛媛労働局

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5・6階

総務部

労働保険徴収室

(労働保険の加入については、こちらまでお問い合わせください。)

(089)935-5202

労働基準部

監督課

(労働条件については、こちらまでお問い合わせください。)

(089)935-5203

健康安全課

(労働災害については、こちらまでお問い合わせください。)

(089)935-5204

賃金室

(最低賃金については、こちらまでお問い合わせください。)

(089)935-5205

労災補償課

(労働保険の請求については、こちらまでお問い合わせください。)

(089)935-5206